

外資系企業の皆さまへ

「新潟市国際創業特区」のご案内

新潟市は2006年3月に「新潟市国際創業特区」に認定されました。

これは、**在留資格の優遇制度**になります。新潟市に進出し、支店等を開業しようとする外資系企業等が、新潟市が指定する施設に入居することで、事務所となる拠点の確保が確実であるとみなして、開設準備を行う者が「企業内転勤」の在留資格の取得する際の要件が緩和されるものです。

これにより、法人設立に伴う準備段階においても、「企業内転勤」の在留資格が付与されるメリットがあります。

□ 営業活動開始までの比較表

通常	一般事務所に 入居決定	→ 入国 【短期ビザ】	→ 法人設立準備	→ 法人設立	→ 一時帰国	→ 入国 【就業ビザ】	→ 営業活動開始
特区利用	新潟市が指定 する施設に 入居決定	→ 入国 【就業ビザ】	→ 法人設立準備	→ 法人設立	→ 企業内転勤 在留資格付与		→ 営業活動開始

○ 新潟市が指定する施設

①	名称： プラーカ1 所在地：新潟県新潟市中央区笹口1丁目1番 特区指定スペース：地下1階～3階
②	名称： プラーカ2 所在地：新潟県新潟市中央区笹口1丁目2番 特区指定スペース：地下1階～7階
③	名称： プラーカ3 所在地：新潟県新潟市中央区天神1丁目1番 特区指定スペース：地下1階～7階
④	名称： 新潟市バイオリサーチセンター 所在地：新潟県新潟市秋葉区東島316-2 特区指定スペース：共同利用研究室-1～11 研究・実験室-1～4 分析・測定室-1～2

○ 制度の利用について

- 1) 在留資格認定証明書の交付申請方法は、通常の申請方法と同様です。
 - 2) 申請前に、指定施設を使用する旨、誓約書を提出していただきます。
 - 3) 誓約書提出後、「新潟市国際創業特区」指定施設であることを示す資料をお渡します。（在留資格認定証明書交付申請時に添付必要）
- ※本制度を利用しても、入国の許可基準に適合しない場合は、証明書の交付を受けることができませんので予めご了承ください。
- ※日本での業務内容が「企業内転勤」の在留資格に適合しない場合は、本制度をご利用いただけません。